

**第 55 回  
鳥羽市都市計画審議会**

**議案書**

平成 29 年 6 月 23 日

## 目 次

### 【審議案件】

議案第 1 号 鳥羽都市計画博物館の決定（鳥羽市決定）について

## 鳥羽都市計画博物館の決定（鳥羽市決定）

都市計画博物館を次のように決定する。

名 称		位 置	面 積	備 考
番号	博物館名			
1	市立鳥羽歴史博物館	鳥羽市鳥羽三丁目	約 3,700 m <sup>2</sup>	

「区域は計画図表示のとおり」

理由

別紙理由書による。

## 理 由 書

### ●背景

鳥羽市内には、民間の博物館は所在するが、公立の博物館はないため、市の歴史を知るうえで重要な郷土資料は市立図書館や旧鳥羽小学校などに分散して保管されている。

しかしながら、文化財の保存に必要な環境をもつ博物館施設がないため、市内の文化財が市外に寄託されているほか、旧家などにある郷土資料が市外へ流失したり、廃棄されてしまうケースも発生するなど危機的状況にある。

また、郷土資料を公開できる展示施設も鳥羽歴史文化ガイドセンターの一部のみであり、国際観光文化都市として、市の歴史を市民や観光客に紹介・展示する施設が必要になってきている。

このため、鳥羽市では平成 21 年に廃校となった旧鳥羽小学校校舎を博物館として活用するため、平成 26 年に「旧鳥羽小学校校舎保存活用計画」を策定し、旧校舎の改修を行い、市立の博物館を設置するものである。

### ●位置及び区域の決定について

当該区域は標高が 20m 以上あり、津波被害の可能性が少ないことや、公共交通機関の利便性が優れているなどのほか、鳥羽市都市マスタープランの土地利用の方針にも記されている「地域の歴史性と調和したまちづくりを推進するため、歴史的な建造物の保全と活用」を検討した結果、県指定史跡である鳥羽城跡内であり歴史・文化拠点として適していること等の理由から、この区域を選定するものである。

### ●都市計画決定の必要性

当該施設は、将来において、地域の重要な歴史資料の調査や保存活用を推進するための拠点施設として、公益性も高く重要な役割を担っていく必要があることから、当該区域を都市計画博物館の区域として都市計画決定するものである。